

## 水道用次亜塩素酸ナトリウム規格（JWWA K 120 2008）の改正について

日本水道協会 工務部 水質課

### 1．改正内容

日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウム（JWWA K120:2008）の品質を改正し、別表のとおり「特級」を追加する。

### 2．改正理由

平成 20 年 4 月、塩素酸が水質基準「0.6mg/L 以下」に追加された。また、水道施設の技術的基準を定める省令においても、浄水又は浄水処理過程で注入される薬品から付加される塩素酸（薬品基準）については「0.4mg/L 以下」（平成 22 年度末までの間、暫定基準として「0.5mg/L 以下」と強化された。

この様な中、塩素酸の薬品基準は、暫定基準の適用期間があと 1 年余となり、本則基準が適用される期日が迫っている。また、臭素酸の薬品基準は、0.005mg/L 以下（水質基準値の 1/2）であるが、将来強化されることが予想される。

一方、日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウム（JWWA K120:2008）は、水質基準等の強化に対応するため一級・二級・三級の 3 種類の品質を定めた。しかし、前述の理由から、より良質な水道用次亜塩素酸ナトリウムを使用することが求められ、現在の一級よりも更に高い品質（いわゆる「特級」）について、新たに制定するものである。

なお、これにより、高品質の次亜塩素酸ナトリウムの存在を広く水道事業体に認識してもらうこと、併せて、次亜塩素酸ナトリウムの製造者がより良質なものを製造する動機付けになることを期待するものである。

### 3．日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウム（JWWA K120:2008）の改正箇所

「4.2 品質」の「表 1-品質」を別表のように改める。

なお、この改正は平成 22 年 1 月 1 日付けで行い、これに伴い、日本水道協会規格水道用次亜塩素酸ナトリウムは（JWWA K120:2008-2）とする。

(別表)

4.2 品質

表1 - 品質

特級			
項目	製品	製品	適用試験箇条
有効塩素 %	12.0 以上	12.0 未満	5.4.1
外観	淡黄色の透明な液体		5.4.2
密度(比重)(20 )	1.16 以下	案分値以下 <sup>a)</sup>	5.4.3
遊離アルカリ %	2 以下		5.4.4
臭素酸 mg/kg	10 以下	案分値以下 <sup>b)</sup>	5.4.5
塩素酸 mg/kg	2 000 以下	案分値以下 <sup>c)</sup>	5.4.6
塩化ナトリウム %	2.0 以下	案分値以下 <sup>d)</sup>	5.4.7
一級			
項目	製品	製品	適用試験箇条
有効塩素 %	12.0 以上	12.0 未満	5.4.1
外観	淡黄色の透明な液体		5.4.2
密度(比重)(20 )	1.16 以下	案分値以下 <sup>a)</sup>	5.4.3
遊離アルカリ %	2 以下		5.4.4
臭素酸 mg/kg	50 以下	案分値以下 <sup>b)</sup>	5.4.5
塩素酸 mg/kg	4 000 以下	案分値以下 <sup>c)</sup>	5.4.6
塩化ナトリウム %	4.0 以下	案分値以下 <sup>d)</sup>	5.4.7
二級			
項目	製品	製品	適用試験箇条
有効塩素 %	12.0 以上	12.0 未満	5.4.1
外観	淡黄色の透明な液体		5.4.2
密度(比重)(20 )	1.16 以下	案分値以下 <sup>a)</sup>	5.4.3
遊離アルカリ %	2 以下		5.4.4
臭素酸 mg/kg	100 以下	案分値以下 <sup>b)</sup>	5.4.5
塩素酸 mg/kg	10 000 以下	案分値以下 <sup>c)</sup>	5.4.6
塩化ナトリウム %	4.0 以下	案分値以下 <sup>d)</sup>	5.4.7
三級			
項目	製品	製品	適用試験箇条
有効塩素 %	12.0 以上	12.0 未満	5.4.1
外観	淡黄色の透明な液体		5.4.2
密度(比重)(20 )	-	-	5.4.3
遊離アルカリ %	2 以下		5.4.4
臭素酸 mg/kg	100 以下	案分値以下 <sup>b)</sup>	5.4.5
塩素酸 mg/kg	10 000 以下	案分値以下 <sup>c)</sup>	5.4.6
塩化ナトリウム %	12.5 以下	案分値以下 <sup>d)</sup>	5.4.7

表1 - 品質(続き)

省略